

医療等IDの発番・運用について

2015年10月8日開催
日本医師会医療分野等ID導入に関する検討委員会資料
一部改定・抜粋版

日本医師会
2015年10月21日

用語集

用語		説明
保険等資格確認PF※		国保を含む、全保険者から委託を受けて、被保険者の個人番号（マイナンバー）から医療保険用の機関別符号の生成要求および管理をするプラットフォーム。同時に生活保護受給者についても、個人番号（マイナンバー）から機関別符号の生成要求および管理をすることを想定している。
医療等ID発番・管理PF※		保険等資格確認プラットフォームとは独立した、医療等IDを発番（発行）し、管理するプラットフォーム。医療等ID発番・管理プラットフォームでは、直接、個人番号（マイナンバー）や機関別符号を扱わない。
医療等ID	Key-ID	医療等IDの中で、他の医療等IDの全ての元となるID。医療等ID発番・管理プラットフォーム内で重複しないように予めランダムに生成されている文字列。容易に視認できない符号であって、医療等ID発番・管理プラットフォームのみで管理し、外には出ない。また、原則として変更できない。
	資格確認用番号	Key-IDから生成される医療等IDのひとつ。ただし、視認できる数字として生成し、現行の保険証に印字することを想定しているもの。保険資格確認に利用すると共に、他の目的別医療等IDの発行要求をする際にも利用するID。但し、安全性の観点から、定期的（例えば5年ごと）に変更される、希望によって変更できるなど、変更可能なID（番号）として発番することを検討する。
	ID-＊	それぞれの目的に応じて発行される医療等ID。視認できるID（番号）にするか、視認できないID（符号）にするか、変更可能か不可か等は、その目的や法令等の規定によって決定される。
PF間コード		保険等資格確認プラットフォームの中で、医療保険用機関別符号と紐付けされるコード。医療等ID発番・管理プラットフォームでKey-IDから生成され、保険等資格確認プラットフォームに渡される。保険等資格確認プラットフォームと医療等ID発番・管理プラットフォームの独立性を保ち、保険等資格確認プラットフォームは医療等IDを、医療等ID発番・管理プラットフォームは個人番号（マイナンバー）や機関別符号を直接扱わないようにするための、連携のみを目的としたコード。

※PF=Platformの略

医療等IDの原則と基本的な考え方

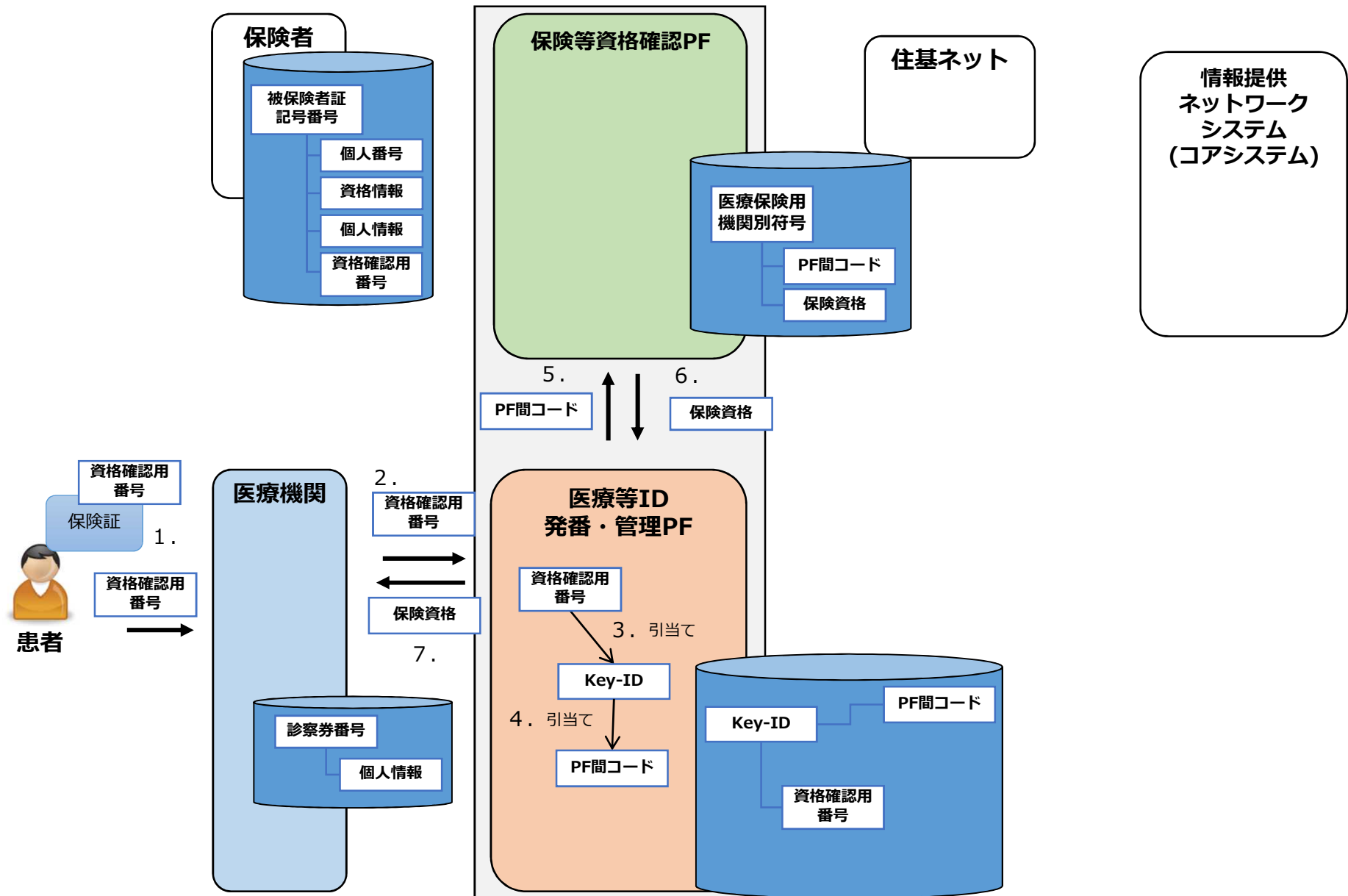
本検討では、次の事項を原則とした。

- ◆ マイナンバー制度のインフラを活用した形で、医療等IDを発行する
- ◆ 個人番号は法律に基づき保険者に登録され、医療保険用の機関別符号を取得するため、保険等資格確認PFで利用される。（唯一無二性と悉皆性を担保するため）

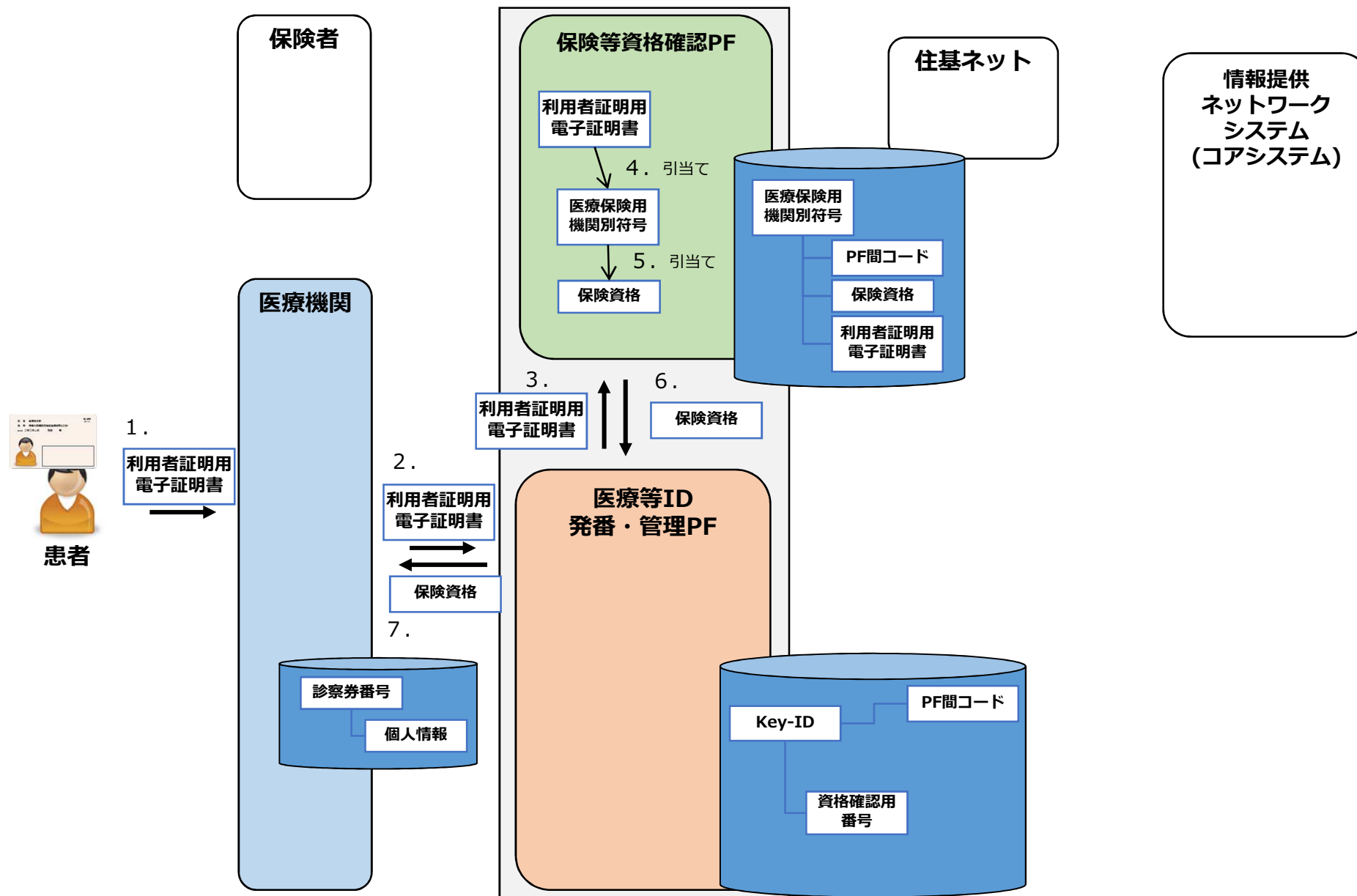
医療等IDの生成方法についての基本的考え方について示す。

- ◆ 一人に対して目的別に複数の医療等IDを付与でき、目的別の医療等ID間で情報の突合を可能にする
 - 公益目的のための医療等IDは、唯一無二性と悉皆性を担保する
 - 複数の医療等IDの紐付けを可能にするため、医療等IDのKey-IDを全住民に発行する
 - 医療等IDのKey-IDは、視認できない符号で、医療等IDの管理PFから外に出ることはない
 - 医療等IDのKey-IDは原則として変更しない
 - 目的別の医療等IDは、医療等IDのKey-IDを基に発番する
 - 目的別の医療等IDは、法令等に基づく発番、あるいは患者同意に基づく発番を原則とする
 - 目的別の医療等IDの発番の方式は、強制発番、申請による発番のどちらもあり得る
 - 目的別の医療等IDは、変更可能とする
- ◆ 医療等IDの発番・管理PFは、情報を分散管理する意味でも、保険等資格確認PFとは独立性を保つ
 - 医療等IDの発番・管理PFでは、保険資格情報を保持しない
 - 医療等IDの発番・管理PFでは、個人番号カードの利用者用電子証明書を保持しない
 - 医療等IDの発番・管理PFでは、機関別符号は保持しない
 - 医療等IDの発番・管理PFは、直接、住基ネット、コアシステムと接続しない
- ◆ 医療等IDに紐付ける情報は、患者同意もしくは法令等に定められた事項であること

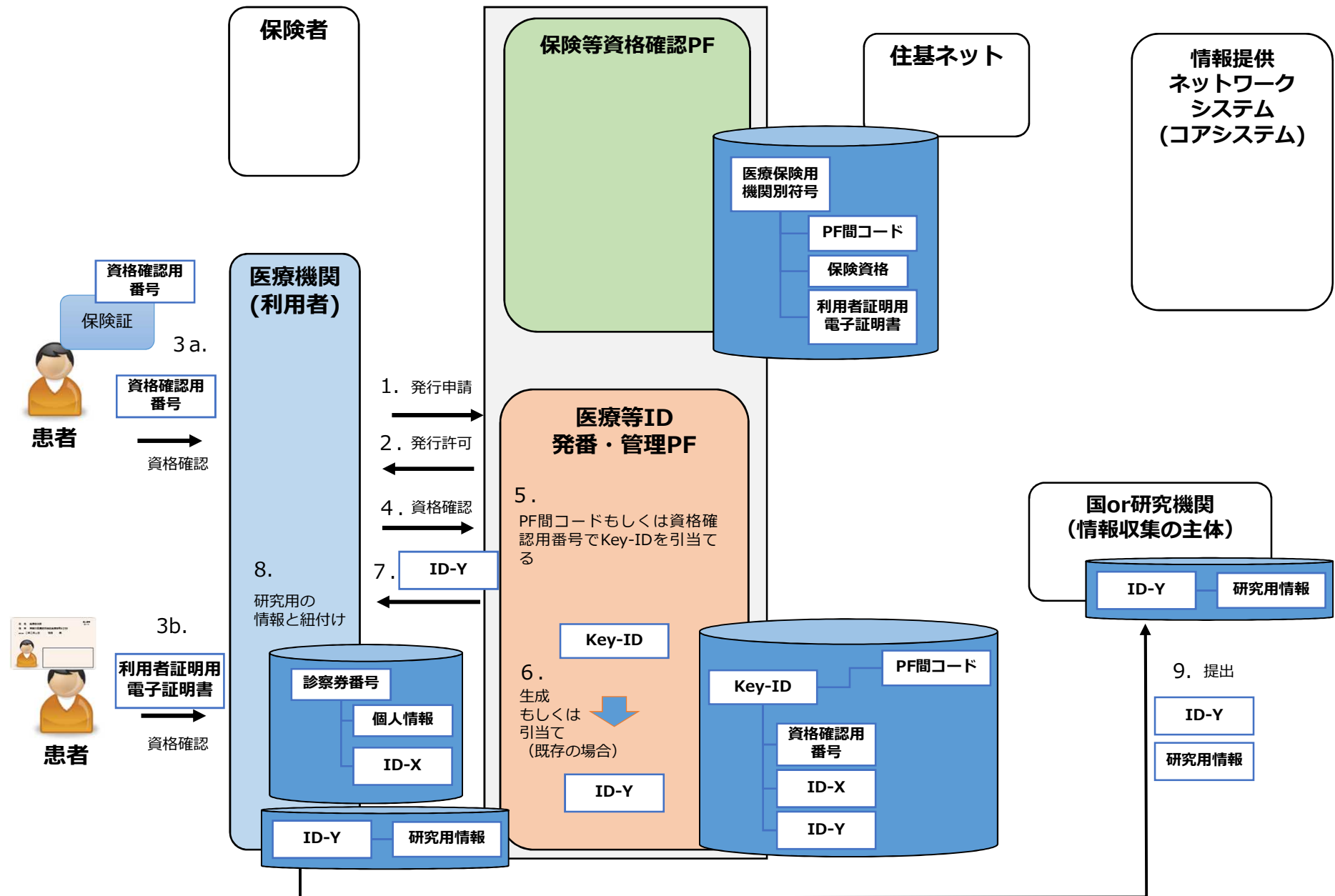
医療等ID発番・管理PFで資格確認用番号付の保険証の確認



医療等ID発番・管理PFで個人番号カードを利用し、保険資格確認



研究のための、新規のID-Yの発番を申請



ID-Zを活用して既存の地域医療連携システム間で医療圏超えの連携をする場合

